号外第七十三号

目

次

人事委員会

人事委員会規則七 八五 (寒冷地手当) の一部を改正する

規則......

(職 員

委

人事委員会規則七(八五 (寒冷地手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月三十日

青森県人事委員会委員長 増 田

孝

介

人事委員会規則七 八五 (寒冷地手当) の一部を改正する規則

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。 人事委員会規則七 八五 (寒冷地手当) の一部を次のように改正する。

2 年三月三十一日までにこの規則の改正により定める。 平成十六年度の寒冷地手当については、この規則の規定にかかわらず、平成十七

(1) 平成16年9月30日 木曜日

この規則は、公布の日から施行する。

平成十六年(木曜日)

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

在 定価小口一枚二付十五円一銭号 年週月・水・金曜日発行

有発 森行 市所 · 長 島 発 一 行